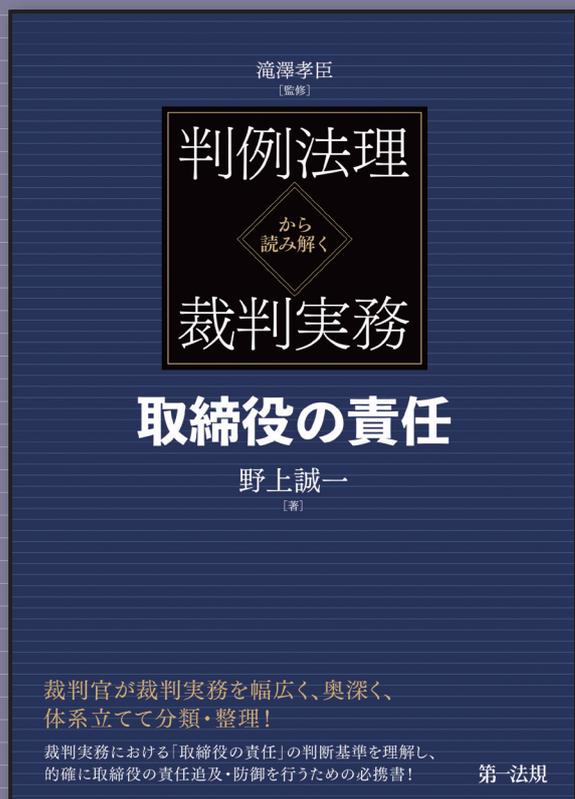


判例と学説を押さえ、「取締役の責任」に強くなる!

判例法理 から読み解く 裁判実務

取締役の責任



[監修]滝澤孝臣 [著] 野上誠一

A5判/598頁 定価:6,160円(本体:5,600円+税10%)

本書の特長

- ◆ 訴訟・交渉において、的確に取締役の責任追及・防御を行うための唯一の書!
- ◆ 現役裁判官が裁判実務での判断を解説。弁護士が知りたいポイントを詳説した必携書!
- ◆ 取締役の責任をめぐる判例・学説を体系的・網羅的に集約!

『判例法理から読み解く裁判実務 相殺』 好評発売中!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 序説

- 1 本書の意義(取締役の責任検討の必要性)
- 2 株式会社とは
- 3 株式会社の機関設計
- 4 取締役とは
- 5 代表取締役とは
- 6 取締役の責任と商業登記制度の関係
- 7 株式会社と取締役の多様性
- 8 取締役の責任追及の必要性
- 9 取締役の責任追及訴訟の態様
- 10 取締役の責任追及に当たって検討すべき事項

第2章 取締役の第三者に対する責任

- 第1 429条1項に基づく取締役の責任
- 第2 429条2項に基づく取締役の責任
- 第3 不法行為等に基づく取締役の責任
- 第4 第三者が取締役に対して責任追及するための訴訟手続

第3章 取締役の会社に対する責任

- 第1 423条1項に基づく取締役の責任(本則)
- 第2 423条1項に基づく取締役の責任(356条1項に関する責任の特則)
- 第3 その他の規定に基づく取締役の責任
- 第4 会社自身が取締役に対して責任追及するための訴訟手続
- 第5 会社に代わって株主が取締役に対して責任追及するための訴訟手続(株主代表訴訟)

第4章 会社の第三者に対する責任

- 第1 350条に基づく代表者の不法行為についての会社の責任
- 第2 民法715条1項に基づく代表権のない取締役の不法行為についての会社の責任
- 第3 民法709条に基づく会社固有の不法行為責任
- 第4 第三者が会社に対して責任追及するための訴訟手続

第11 概説(1)

第1 429条1項に基づく取締役の責任

1 概説

(1) 債務不履行責任又は不法行為責任追及の可能性

第三者が取締役に対して責任を追及するとしても、当該第三者と取締役との間に契約関係はないのが通例である。また、会社と取締役との関係は委任に関する規定に依るから(330条「役員」の定義につき329条1項参照)、取締役は会社に対して善管注意義務を負うし(民法644条)、忠実義務も負う(355条)が、これは会社との関係にすぎず、第三者に対してはそのような関係はない。

したがって、第三者の取締役に対する責任追及の法的根拠は債務不履行責任(民法415条)に求めることはできず、民法上、その法的根拠は不法行為責任(民法709条)に求めるしかない。

ところで、不法行為責任が成立するためには、違法行為や故意・過失等の民法709条の要件を満たさなければならない。270条の委任との関係で検討するところ(後記)られるべきである。

第13 任務懈怠(客観的要件)の具体的内容(6)(4)

以上のことを踏まえると、事実認識(の過程)と判断の(推論)過程や内容とは密接不可分であるから、両者を別個独立に分析するのは不自然である¹⁶⁾。そして、事実認識(の過程)は判断の(推論)過程や内容の前提にすぎないから、事実認識(の過程)を審査するとしても、判断の(推論)過程や内容と関連付けて検討し、この著しい不合理性を基礎付ける一事情と理解することも考えられる。

この点に関しては、近時、次のような裁判例がある。

東京高判平成28・7・20金融商事1504号28頁(28243458)の判示

「取締役の善管注意義務違反の成否の認定判断においては、当該決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものとの評価を受けることはないとするのが相当である。もっとも、特定の株式の取得という経営上の選択を行うことが取締役の裁量の範囲内のものとして許容されるからといって、必要とされる情報収集や検討が明らかに不十分であるときにまで株式取得の決定を行うことが容認されるものではない。取締役の善管注意義務違反の成否の認定判断は、事柄の性質上個別具体的なものであり、会社の規模、事業内容、問題とされている取引ないし事業計画の内容及び必要性、当該取締役の知識経験や担当業務、当該事業計画等への関与の程度その他諸般の事情を考慮した上で判断されるべきものである。

したがって、例えば、取締役が会社の業務の目的範囲等からみて投資対象企業の事業内容につきその遂行能力、経験及び知見に乏しいときは、その考慮要素に照らし、投資をするか否かの判断の基礎となる情報の収集及び収集した情報に基づいた投資判断の双方において慎重さが求められるというべきであり、これを欠くときは、取締役のした当該判断の過程に著しく不合理な点があると認められる場合もあると解される。」

この判決は、前掲最一小判平成22・7・15(28161913)と同様の規範を定

16 若原伸作編・会社法コンメンタール(9)(森本道)243頁は、事実認識過程は不合理性の基準、意思決定過程・内容は著しく不合理性の基準と同一に判断することには疑問があるとする。

99

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書(第一法規刊)			
書名		価格	部数
判例法理から読み解く裁判実務 取締役の責任	[072637]	定価 6,160円 (本体 5,600円 +税 10%)	部
判例法理から読み解く裁判実務 相殺	[066068]	定価 4,950円 (本体 4,500円 +税 10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____

ご住所

〒 _____

事務所名 公用 私有

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 E-mail _____ @ _____

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル 画、TEL.0120-203-696 画、FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
TEL. FAX.0120-302-640

書店印